

GATT/WTO システムと食品の安全性（上）

渡 部 成 人

目 次

- I. 問題の所在
 - II. 検疫衛生措置と国際貿易上のルール
 - 1. 検疫衛生措置とわが国の現状
 - 2. 以前の国際ルール
 - 3. 新たな国際ルール
 - 4. SPS 協定の意義と限界
 - III. 他の措置と GATT 規定
 - 1. 序論
 - 2. GATT 第 XX 条（b）
 - 3. GATT 第 I 条及び第 III 条
 - 4. 小括
- （以上本号）
- IV. 情報提供措置
 - 1. 情報提供措置の定義
 - 2. エコラベルに対する OECD による評価とその食品への適用可能性
 - 3. シングルイシューラベルの可能性と有効性
 - V. 結び

I. 問題の所在

近年、食品の輸入の増大に伴ない、輸入食品の安全性に対する疑問をよく耳にする。そして、その批判はGATTに向けられている。こうした自由貿易と食品の安全性との関係は、大きな関心を集めている問題ではあるが、十分な議論がなされてるとはいえない。そこで、自由貿易と食品の安全性に関する法的議論を喚起すべく一石を投じることが本稿の目的である。自由貿易と環境との関係を扱った研究は数多く存在しており¹⁾、本稿では環境を食品の安全性と読み替え可能なものを基礎とした。

GATT ウルグアイラウンド農業分野でも、国ごとに異なる食品安全基準が

-
- 1) Jackson, *World trade rules and environmental policies : Congruence or conflict ?*, 49 WASHINGTON AND LEE LAW REVIEW 1227-1278 (1992) ; Goldman, *Resolving the trade and environment debate : In search of a neutral forum and neutral principles*, 49 WASHINGTON AND LEE LAW REVIEW 1279-1298 (1992) ; Roseman, *Public participation in international pesticide regulation : When the codex commission decides, who will listen ?*, VIRGINIA 12 ENVIRONMENTAL LAW JOURNAL, 329-365 (1993) ; Roht - Arriaza, *Precaution, Participation, and the "greening" of international trade law*, 7 J. ENVTL. LAW AND LITIGATION, 57-98(1992) ; Buckley, *International trade, investment and environmental regulation*, 27 JOURNAL OF WORLD TRADE, No. 4, 101-148(1993) ; Feketekuty, *The link between trade and environmental policy*, 2 MINN. J. GLOBAL TRADE, 171-205 (1993) ; Cherry, *environmental regulation within the GATT regime : a new definition of "product"*, 40 UCLA LAW REVIEW 1061-1099 (1993) ; McDonald, *Greening the GATT : Harmonizing free trade and environmental protection in the new world order*, 23 ENVIRONMENTAL LAW 397-474(1993) ; Charnovitz, *The environment vs. trade rules : defogging the debate*, 23 ENVIRONMENTAL LAW 475-517 (1993) ; Houseman and Zaelke, *Making trade and environmental policies mutually reinforcing : forging competitive sustainability*, 23 ENVIRONMENTAL LAW 545-573(1993) ; 佐藤好美「国境を越える環境保護」貿易と関税, 1992年12月, 82-87頁 ; 伊庭みか子・古沢広祐編著「ガット・自由貿易への疑問」(1993)。以上の文献では、形態や程度に差異はあるものの現行のGATT規定を環境などを考慮するものへと修正することが提案されている。

貿易障壁とならないようにするために検疫衛生措置を国際的に標準化（いわゆる、ハーモナイゼーション）することが合意されており、日本国内では国際的標準化を先取りしたかたちで新農薬取締基準が実施されている。これに対して市民団体による取消訴訟が東京地裁に提起されている²⁾。また、市民団体は、ハーモナイゼーションによって日本の厳しい食品安全基準が緩いものになり、消費者が危険にさらされてしまうとして、ハーモナイゼーションそのものに対しても批判をしている。ハーモナイゼーションは消費者を危険にさらすものなのであろうか。

自由貿易による経済的利益も消費者が安全な食品を求めることもどちらも無視することはできない。この解決法としては、国際貿易の法的システムを食品の安全性を厳格に確保するものへと変更する手段と現行の枠組の中で何らかの解決を図る手段とが考えられる。システムそのものの変更は多くの時間を必要とする上にコンセンサスを得ることが困難なものである。すでにハーモナイゼーションは合意されており、それにともない日本国内でも食品衛生法の改正作業が進められている。よって、本稿では、即実現可能な現行のシステム内での短期的解決を目指すべく議論を展開する。

本稿Ⅱでは、国民の安全や健康を確保するために国家がとり得る措置として検疫衛生措置を取り上げ、ハーモナイゼーションの下でどのようなことが可能なのかを検討する。つづく本稿Ⅲでは、それ以外の手段として国家がとり得る措置をGATTに照らしながら検討する。そして、本稿Ⅳで情報提供措置を筆者が考える解決策のひとつとして示すものである。

2) 第一次訴訟・平成四年（行ウ）第二一三三号事件，第二次訴訟・平成五年（行ウ）第一四四号事件，第三次訴訟・平成五年（行ウ）第三二八号事件。これらの訴訟は、後の公判の中で一括審理する決定がなされ、平成六年十月一三日の第十三回公判で、取消訴訟は当面判断を保留して、同時に提起されている損害賠償請求について実質審理に入ることが決定された。なお、これらの資料に関しては、「新農薬基準取消しを求めよう会」及び担当弁護人の神山美智子氏から提供を受けた。

II. 検疫衛生措置と国際貿易上のルール

1. 検疫衛生措置とわが国の現状

輸入食品の増加に伴い、国内ではその安全性に対する疑問の声が高まっている。こうした食品の輸入に関して国家がなんらかの規制を課す手段としては、輸入数量制限、関税、内国税、基準認証制度が考えられる。このうち基準認証制度とは、製品の規格、検査基準及び表示基準などを定める制度をいい、各国は自国民の安全などのために各種法令によって製品の規格、安全基準、検査方法、検査手続、表示基準などを定めている。これらは国の権限であり、責務である。この基準認証制度のうち、食品の安全性、植物防疫及び動物防疫に関するものが検疫衛生措置であり、食品に一定の規格を課し、当該規格に不適合のものは輸入することができないようにするものである。よって、まず初めに国家が自国民の健康や安全のために食品の安全性を直接的に確保する手段である検疫衛生措置について検討する。

わが国の現在の検疫衛生システムでは、食品を輸入して販売をしようとするものは食品衛生法の定めるところに従い届出義務を負う（同法第15条）。この届出によって書類審査が行われ、検査の要否が決められる（同第14条）。実際の検査は全国16か所の検疫所で食品衛生法に従って行われている（同第18条）。この結果、1993年には、食品輸入件数の14.7%にあたる124,578について検査をし、そのうち798件が不合格となり、廃棄、輸出国への積み戻し、食用外用途への転用などの措置がとられた³⁾。このように、せっかくコストをかけて輸送した産品が輸入国の食品安全基準に適合しないという理由で廃棄等の措置がとられる場合がある。このような産品が、輸出国の食品安全基準上全く問題のない場合には、国際貿易上の摩擦が生じ得る。そこで次に、検疫衛生措置に関連する国際上のルールが問題となってくる。

3) 輸入食品1993, 日本食品衛生協会, 14-15頁(1995)によると、これらの違反食品の内容の内訳は、食品衛生法第6条違反(指定外添加物使用)114件, 同法第7条違反(規格不適合)456件, 同法第10条違反(規格不適合)121件, 同法第29条違反(規格不適合)3件となっている。

検疫衛生措置に関する国際的ルールとして、安全・衛生の確保を主たる目的とする国際植物防疫条約のようなものも存在してはいるが、本稿のテーマとの関連では、GATT及びその補助協定に関して議論することが有効であろう。よって、以下では、GATT及びその補助協定に焦点を当てることとする。

2. 以前の国際ルール(TBT協定)

規格に関連する国際貿易上のルールはGATTに規定されていた⁴⁾。しかしながら、それらはいずれも抽象的な規定であり、規格面での貿易障壁を軽減・撤廃するためには十分なものではなかった。こうした状況の下、製品の安全性や消費者の保護などの理由で、複雑かつ厳格な規格、検査手続などが各国で導入されるようになり、貿易に対する技術的障壁の問題が認識されるようになっていった。このような技術的障壁を削減するために、東京ラウンド⁵⁾において、各国の規格、検査手続、認証制度の制定運用が国際貿易に対する不当な障害とならないことを確保することを目的として、「貿易の技術的障壁に関する協定(Agreement on Technical Barriers to Trade)」(以下「TBT協定」という)が合意されたのである⁶⁾。すなわち、TBT協定の目的は、基準認証制度についての国際的ルールを策定することによって、貿易障壁を削減することである。

TBT協定は、東京ラウンドにおいて合意された一連のサイドコードと呼ばれるもののひとつである。これらのサイドコートは、GATTルールの規制範

4) GATT 第Ⅲ条 4, 第X条 1などはGATTに定められている規格に関連する規定である。

5) GATTでは、ラウンドと呼ばれる多数国間貿易交渉によって様々な問題の解決をしていく特徴がある。第1回から第6回目までのラウンドではその中心課題は関税の引き下げであった。しかしながら、非関税障壁が重大な問題となり、第7回目のラウンドである東京ラウンドではその中心課題は非関税障壁の削減となった。

6) Larson, *Introduction to non-tariff barriers to international trade*, 7, U. BRIDGEPORT L. REV. 169 (1986). TBT協定に関して詳しくは、小室程夫「GATTスタンダード協定」貿易と関税第38巻2号54-62頁を見よ。

7) J. H. JACKSON, *RESTRUCTURING THE GATT SYSTEM*, 1990 at 27.

囲を実質的に拡大し、精緻化する独自の付属的事項別条約である⁷⁾。すなわち、GATTを補足するものではあるが、GATTとは別個独立の条約としてそれぞれのコードの署名国を法的に拘束する。GATTルールの整備のためにGATTそのものを改正せずにこのような補助協定を利用する理由は、GATTの改正は締約国のコンセンサスが必要なために実際には非常に困難なためである。

TBT協定は、前文、15条の規定、三つの付属書からなっている。TBT協定の主な内容は、規格・認証制度の国際統一化及び地域統一化の推進（第2条2、第2条9、第8条、第9条）、各国独自の規格及び認証の事前公開及び公開（第2条5、第2条7、第7条3、第7条5）、無差別原則（第2条1、第5条1、第7条1、第7条2）のほか情報提供及び技術援助の確保、発展途上国に対する特恵的取扱であった。TBT協定は製品の特性に関連する検疫衛生措置を対象としていた。だが、東京ラウンドでは製品の生産工程（process）及び生産方法（production methods）を当該協定の対象としないことが合意されていた⁸⁾。しかしながら、生産工程及び生産方法に関する各国の規格は、合衆国-ECホルモンビーフ紛争に見られるように、顕著な貿易制限効果をもち、摩擦を引き起こしたのである。以下に、合衆国-ECホルモンビーフ紛争の概要を示す。

合衆国-ECホルモンビーフ紛争

1985年、食肉用動物に投与する成長促進ホルモン剤の安全性に疑問があるとして、ECが当該ホルモン剤の使用を禁止するディレクティブを制定し、これに基づいてホルモン使用食肉の輸入禁止をおこなった。これに対して、1987年に合衆国がTBT協定第7条1及び同条2（中央政府機関により運用される認証制度）違反であるとしてTBT協定第14条（協議及び紛争解決）に基づき申立をおこなった⁹⁾。TBT協定は生産方法及び生産工程を対象としないが、

8) 加藤信夫「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉うち検疫・衛生分野における交渉の現状」輸入食糧協議会報、1991年3月、32頁。

締約国がTBT協定上の義務を回避するために生産工程及び生産方法に着目して規格を課している場合には当該協定の紛争解決手続を援用できるという同協定第14条25の規定を合衆国は援用したのである。しかし、ECによる措置は域内生産者に対しても、外国生産者に対しても同様に適用されており、国内生産者を保護するための措置ではなく、表面的にも実質的にも無差別で適用されており、国際貿易に対する障害をもたらすことを目的とした偽装された制限ではなかったために、TBT協定によっては適切に解決することができなかった¹⁰⁾。TBT協定上規格実施の際の要件は、国際貿易に障害をもたらすことを目的として規格を立案、適用しないこと、当該規格が国内産品及び外国産品に同様に適用されることであった。これらの要件を満たしているECの措置はTBT協定上なら問題がなかったのである。

また、1988年1月からは、成長ホルモン剤が残留した食肉を摂取すること

-
- 9) Recent Developments, *The United States - European Community hormone treated beef conflict*, 30 HARV. INT' L L. J. 549 (1989) ; Note, *The U.S. - EC hormone beef controversy and the Standards Code*, 14 N. C. J. INT' L & COM. REG. 135 (1989) .

合衆国が援用したTBT協定第7条1及び同条2は、次のように規定している。「締約国は、国際貿易に対する障害をもたらすことを目的として認証制度が作成され又は適用されることのないことを確保する。締約国は、また、認証制度又はその適用が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保する。(第7条1)」、 「締約国は、他の締約国の領域を原産地とする産品の供給者に対し、国内原産の同種の産品の供給者又は他のいずれかの国を原産地とする同種の産品の供給者に与えられる条件よりも不利でない条件で解放されるように、認証制度が、作成され、かつ、適用されることを確保する。この場合において、認証制度には、供給者が当該認証制度の要件を満たす能力及び意思を有するかどうかの決定を含む。供給者に対し開放されることは、供給者が輸入締約国から当該認証制度の規則に従い認証を受けることができることをいい、また、同種国内原産又は他のいずれかの国を原産地とする産品の供給者に与えられる条件よりも不利でない条件で、当該認証制度の証票(証票がある場合)を受領することができることを含む。(第7条2)」。GATTの紛争処理に関しては、清水章雄「ガットの紛争処理手続」商学討究第34巻第2号105-129頁；同「ガットの紛争処理手続の実際」商学討究第35巻第4号159-178頁；同「ガットの紛争解決手続の問題点と解決策」貿易と関税第37巻第2号25-31頁；同「GATTと米加自由貿易協定の紛争解決手続」貿易と関税第38巻第2号37-43頁を参照。

- 10) 加藤・前掲注8, 35頁。

による人体への影響に関する知見が不十分だとして、EC 域内での牛への成長ホルモンの使用を禁止した¹¹⁾。そのうえで、1989年1月1日からは、成長ホルモンを使用した牛肉の輸入禁止措置をとった。この措置により年間1億ドル分の牛肉及び食用内臓肉の輸入が禁止されたために、合衆国は EC からの食料製品の1億ドル分に関して100%の関税を課す報復措置をとった¹²⁾。EC による成長促進剤の使用を禁止する措置は域内でも同様に実施されており、表面的にも実質的にも無差別のものであった。

以上のように、TBT 協定の下では、国際貿易に障害をもたらすことを目的として規格を立案、適用することが禁止されており、当該規格が国内産品及び外国産品に同様に適用されることが要件となっていた。このために、この要件を満たしている EC による措置は TBT 協定では適切な解決をすることができなかったのである。

3. 新たな国際ルール (SPS 協定)

ホルモンビーフ紛争の結果を踏まえてウルグアイラウンド交渉者は、検疫衛生措置が国際貿易に対してあたえるマイナスの影響を最小限にするために検疫衛生措置に関する多数国間枠組を設定するために「検疫衛生措置の適用に関する協定 (Agreement on the Sanitary and Phytosanitary Measures)」(以下「SPS 協定」という)を制定した。SPS 協定の目的は、検疫衛生措置が国際貿易に対して与えるマイナスの影響を最小限にすることであり、その目的を達するために検疫衛生措置に関する多数国間枠組を設定することである。そして、当該協定によって、いわゆるハーモナイゼーションが行われる。

SPS 協定は、前文、14条の規定、三つの付属書からなっている。もともと TBT 協定の下で扱われていた検疫衛生措置を独立させて別個の協定を設けた

11) 食料・農業政策研究センター発行1993年度版食料白書「食品・農産物の安全性」123-124頁(1993)。

12) Malloy, *The codex alimentarius provides international standards for food production and safety*, JOURNAL OF AGRICULTURAL TAXATION & LAW, at 339 (1991) .

かたちである。SPS 協定にも、「本協定のいかなる内容も、本協定の範疇にならない措置に関しては、貿易に対する技術的障壁に関する協定上の当事国の権利に影響を及ぼすものではない」と明文で言及がなされている¹³⁾。よって、SPS 協定の適用外の規格に関しては TBT 協定に従って立案及び実施される必要がある。また、ホルモンビーフ紛争において TBT 協定が有効に機能しなかった問題点が当該協定では改善されている。すなわち、生産工程及び生産方法をその対象としたこと¹⁴⁾及び検疫衛生措置に科学的正当性を要求することとなった点である。生産工程及び生産方法を協定の対象とし、それに科学的根拠を要求することによって、たとえ無差別に適用されている規格であっても科学的正当性を欠く場合には、国際貿易上の紛争が生じた際に救済されないのである。そして、国際規格を設定する機関として、「コーデックスアリメンタリウス委員会 (FAO/WHO Codex Alimentarius Commission)」(以下「CAC」という)、国際獣疫事務局、国際植物防疫条約事務局をあげている¹⁵⁾。

しかしながら、消費者からは、CAC が設定する国際規格は非常に緩いものであって、わが国が当該規格を採用することによって国内の消費者が輸入食品の危険にさらされることを懸念して、ハーモナイゼーションに対する反対が起こっている。果たして、ハーモナイゼーションは消費者を危険にさらすものなのであろうか。ハーモナイゼーションについて検討してみる。

4. SPS 協定の意義と限界

TBT 協定と SPS 協定の最も大きな差異は、TBT 協定が製品の性質に関する規格のみを対象としていたのに対して SPS 協定は製品の生産工程及び生産方法に関する規格をも対象とした点、及び TBT 協定が独自の紛争処理手続を有していたのに対して SPS 協定は GATT の紛争処理手続を援用している点

13) Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures, ANNEX A, 1.

14) *Ibid.*

15) *Ibid.*

である。

生産工程及び生産方法を対象とし、それに科学的正当性を要求したことによって、たとえ無差別で適用されている検疫衛生措置であっても、科学的根拠に基づかないものは救済されなくなった。また、GATTの紛争処理手続を援用したことに關しては、GATTとの整合性及び一体性の観点及びGATT締約国であってSPS協定非締約国とSPS協定締約国との間で紛争が起こった場合に、GATTとSPS協定のどちらの紛争処理手続を優先させるかというような繁雑性が解消されたという観点からは進歩したといえよう。

SPS協定の目的は、食品の安全性確保の見地及び各国の検疫衛生措置が偽装された制限とならないようにする又は不経済克服という見地から、科学的根拠に基づく使用可能物質の指定及び使用基準を確立することによって、一定の国際基準の設定を模索することである¹⁶⁾。SPS協定第3条にも「可能な限り広範なベースで検疫衛生措置を標準化する」旨が明文で規定されている。よって、CACが設定する国際基準は国際的ミニマムスタンダード¹⁷⁾である。現在の段階で使用可能な科学的根拠に基づいて基準を設定するので、科学的知見が不十分であるという理由で科学的不確実の領域を原則的に禁止する場合よりも基準は低くなるのである。しかしながら、ミニマムスタンダードは法及び構造的条件が国によって異なっている状態を考慮しているために、諸国がそれらを適用する際に柔軟性を提供する¹⁸⁾。また、持続可能な発展と国際競争力の観点からもミニマムスタンダードは必要である¹⁹⁾。そして、CACが設定する国

16) Weiss, *Environmentally sustainable competitiveness : a comment*, 102 THE YALE LAW JOURNAL 2134 (1993) .

17) ミニマムスタンダードに關連する文献として、Houck, *The regulation of toxic pollutants under the clean water act*, 21 ENVTL. L. REP. 10528, at 10549-54 (1991) ; Stewart, *Environmental regulation and international competitiveness*, 102 THE YALE LAW JOURNAL 2071 (1993) .などを参照。

18) Basle Committee on Banking Supervision, *Minimum Standards for the Supervision of International Banking Group and Their Cross-Border Establishments*, July 6, 1992. これについては、入手不可能であったために、Weiss, *supra* note 16, at 2134 footnote 62 より引用。

19) Weiss, *supra* note 16, at 2134.

際基準がたとえ緩いとしても、それは新たな使用可能な科学的根拠に依存する暫定的なものである。科学は発展するものであり、現在の科学的評価は覆され得る。科学的データの不足などから生ずる科学的不確実性の領域が存在しているからである。また、SPS協定は、国内の生産者がより安全性の高い生産方法と信じる生産手段を禁止するものでも、消費者が安全な食品を手に入れることを禁止するものでもなく、今までどおりの高いレベルでの食品の安全性確保は可能である。逆の場面も考えられる。規格の緩かった国は規格を厳しくしなければならない。また、科学的根拠さえ示せば国際基準よりも厳しい基準を維持することも可能である²⁰⁾。ただし、科学的根拠の挙証責任は国際基準を超える厳格な規格の実施国側が負うこととなっている。

しかしながら、消費者が望むレベルでの食品の安全性確保をする上ではCAC基準は十分なものとはいえない。当然、CACの基準よりも厳しい規格を実施してきた国の基準は緩くなる。科学的知見が不十分な領域を原則的に禁止する場合よりも当然基準は緩くなるのである。そして、CACの基準よりも厳しい規格を設定したときの科学的正当性の証明が非常に難しいものとなることが予測される。

だが、SPS協定の目的は、消費者を危険にさらすことではなく、あくまでも偽装された制限の排除と食品の安全性の確保との両立である。しかしながら、その科学的正当性の証明は非常に困難なものである。それでは、これまでよりも緩い基準の下で輸入された食品を消費者は甘受しなければならないのか。この問題を解決するためには、GATTの下で国家がとり得る手段を検討する必要がある。

20) Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures, Article 2.2. 輸出締約国が輸出先の締約国が不当な検疫衛生措置を維持していると考えられる場合には、これに関して輸出先の締約国に対して説明を要求できる（SPS協定第5条8）。また、検疫衛生措置に関する科学的または技術的な紛争が起こった場合には、パネルは紛争当事国と協議してパネルが選考した専門家に助言を求めることができる。その結果適切な場合には、助言技術専門家グループを設置するか又は適切な国際専門機関と協議する（SPS協定第11条2）。

III. 他の措置と GATT 規定

1. 序論

前章では、SPS 協定の下で独自の厳格な検疫衛生措置を維持することが困難なことを確認した。次に、国家が食品の輸入に関して何らかの制限を課すためにとり得る措置としては、SPS 協定に規定されていない規格を課すこと、高い関税を維持すること、輸入数量制限を行うこと、自国産品よりも高い内国税を課すことが考えられる。ただし、SPS 協定付属書 A. 1 に規定される検疫衛生措置の定義¹⁾にあたらぬものに限定される。これらの措置は直接食品の安全性を確保するための手段ではないが、間接的に食品の安全性が確保される（消費者の要求を満たす）場面も起こり得る。はたして、これらの措置を GATT は許容しているのだろうか。SPS 協定が合意される以前の紛争案件を交えながら検討することとする。

まずはじめに、SPS 協定に規定されない規格を課す場合には TBT 協定に従って課さなければならない。ただし、SPS 協定に規定される検疫衛生措置はかなり広範なものであり、TBT 協定が適用される範囲はかなり狭いものに限定される。関税に関しては、GATT 第 II 条に規定される譲許表に従い課すことが要求される。ただし、例外としてダンピング防止税及び相殺関税を課すことは妨げられない（GATT 第 II 条 2 (b), 第 VI 条）。次に、輸入数量制限は GATT 第 XI 条によって一般的に廃止される。しかしながら、食品の中には

1) 検疫衛生措置の適用に関する協定付属書 A. 1 において、検疫衛生措置の定義付けがなされている。それによると、措置の目的に関しては四点あげられている。①害虫、疾病、病原菌を有する生物又は疾病の原因となる生物の侵入、発生又は流行から生じる危険から加盟国の領域内の動物又は植物の生命又は健康を保護すること。②食料、飲料又は飼料に含まれる添加物、汚染物質、有毒物又は疾病の原因となる生物から生じる危険から加盟国の領域内の人又は動物の生命又は健康を保護すること。汚染物質とは、農薬、動物用医薬品の残留物及び異質物を含む。③動物、植物又は産品自体が伝達する疾病又は害虫の侵入、発生又は蔓延から生じる危険から加盟国の領域内の人の生命及び健康を保護すること。④害虫の侵入、発生又は蔓延から生じる加盟国の領域内におけるその他の被害を防止すること。以上の目的をもつあらゆる法令、規約、条件、手続が検疫衛生措置となる。

この数量制限の一般的廃止の例外によって数量制限が可能なものもある。それは農業及び漁業産品である。この場合には、第XI条2の各号に該当することが要求される²⁾。そして最後に高い内国税を課すなどの輸入後の差別的取扱はどうだろう。この場合、GATT 第三条に従い締約国(WTO加盟国)は国内産品と外国産品とを同等に扱う義務を負うために差別待遇は難しい。

以上の措置の適用可能性を議論する際に、人、動物及び植物の生命又は健康の保護のための措置を正当化する規定として援用されてきたGATT 第XX条(b)を検討することは本稿のテーマとの関係上有効であろう。

2. GATT 第XX条(b)

GATT 第XX条は、締約国からGATT上の義務を免除する一般的例外規定である。この規定を援用する際の第一の要件は、次の10形態の措置のどれかに分類される措置でなければならないということである。すなわち、公徳の保護、生命健康の保護、金銀の輸出入、法令の遵守、刑務所労働産品に関する措置、美術品等の保護、有限天然資源の保存、政府間商品協定に基づく義務、国内原料の確保、不足品の獲得及び分配である。以上の措置のうち食品の安全性と最も関係深いものは、生命健康の保護のための措置である。そして当該措置の運用に関する条件が同条前文に規定されている。すなわち、

「この協定の規定は、締約国が次のいずれかの措置(上記の10形態の措置、筆者注)を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする。」

2) このことを一つひとつ詳しく検討することは本稿の目的を越えることであり、またその余裕もないので、詳しくは、逸見謙三「農産物貿易とガット交渉」(1994)を見よ。

また、第XX条(b)によると、これらの措置は、「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」でなければならない。したがって、GATT第XX条(b)の一般の例外規定が適用されるためには、次の要件が満たされることが必要となる。

- ①当該措置が、差別待遇又は偽装された制限となるような方法で用いられないこと、
- ②必要な措置であること、
- ③当該措置が、自国領域内の衛生・安全性確保を目的とするものであること（当該措置によって保護される地理的領域）。

三点目の要件については、条文中明言されていないが、³⁾保護の対象となる人、動物又は植物は自国領域内の人動物又は植物なのか、又は自国領域内に限らず、一般的に人、動物又は植物をさすのかが実際の紛争において問題とされた。それでは、これらの要件に関してそれぞれ検討してみよう。

a) 差別待遇及び偽装された制限

1979年に、合衆国が、水産資源保存の観点からマグロ及びマグロ製品の国内での生産及び消費の制限の実施を理由に、カナダ産のマグロ及びマグロ製品の輸入を禁止した事例に関するパネルレポート(1982. 2. 22 パネルレポート採択)では、合衆国による当該措置はカナダ産のマグロ及びマグロ製品にのみ適用されているものの、コスタ・リカ、エクアドル、メキシコ、ペルー産の輸入製品に対しても同様の措置がすでにとられている点を指摘し、カナダに対する措置は必ずしも正当と認められない差別待遇の手段ではないとパネルは判断した。そして、合衆国による禁輸措置は、それが公表されたうえでなされている点を指摘し、国際貿易に対する偽装された制限は一切ないと述べた⁴⁾。

1983年合衆国-EC自動車スプリング部品事件(1983. 5. 26 パネルレポート採択)

また、1983年の合衆国による自動車スプリング部品の輸入の事例では、カ

3) SPS協定では、自国の領域内という文言が明文で規定されるに至っている。

ナダウォールバンク社による合衆国クールマン社の特許権侵害を契機として、クールマン社が1930年合衆国関税法第337条にもとづき合衆国国際貿易委員会(ITC)に提訴をおこなった。これについて、合衆国国内生産者が合衆国特許権法に基づく特許権侵害の訴のみの対象となる一方で、外国の自動車スプリング生産者はさらに合衆国関税法第337条に基づきITCによってとられる排除命令の対象にもされるという点で国内生産者よりも不利に扱われていることを理由にカナダがGATTパネルに提訴した。そしてこの際に、外国産品に対して別の訴訟手続を設けているのは合衆国関税法の遵守を確保するために必要なものとはいえないこと及び合衆国関税法第337条は内国民待遇義務に合致していないことをカナダは主張した。これに対して合衆国は、関税法第337条を用いることは国内法の遵守のために必要なものであり、GATT第XX条(d)⁵⁾の例外によって救済されるものであると主張した。パネルは、①ITCが関税法第337条に基づいて行う排除命令が、GATT第XX条前文に規定される必要な措置にあたる、②当該排除命令が国際貿易の偽装された制限となるような方法で適用されているかどうかを判断する際には措置の適用の仕方の条件が詳細に明文で規定されているので、措置そのものではなくむしろその適用の仕方が検討されるべき事柄である、③問題となっている排除命令の通知は連邦官報に公表され、特許権の有効性及び外国製造業者による侵害の事実が明らかにされているので偽装された制限は一切存在していない、と結論づけた⁶⁾。

-
- 4) GATT, Basic Instruments and Selected Documents(hereinafter, BISD), 29S/91, 108. この事例では、合衆国による措置は国際貿易の偽装された制限ではないとパネルによって判断されてはいる。しかし、GATT第XI条2(c)(数量制限の一般的廃止の例外事項)に規定される農産品又は漁業産品が例外として扱われるのは、輸入制限についてのみ認められるのであって、当該条項は輸入禁止に関しては一切言及していないこと及び合衆国による禁輸措置が合衆国漁船がカナダによって拿捕されたことに関連してとられたことなどをあげ、合衆国による措置はGATT第XX条(g)によって救済されるものではないとパネルは結論づけている。
- 5) GATT第XX条(d)は、国内法令の遵守をGATTの例外の要件として定めている。ここで、GATT第XX条(d)に関する紛争を取り上げているのは、同条前文における偽装された制限の文言に関する判断は、当該規定の前提の要件として判断されるために、同条(b)に関する紛争を審査する場合と共通しているからである。
- 6) GATT, BISD, 30S/107, 125.

以上のパネルレポートから、正当と認められない差別待遇にあたるかどうかの判断の基準となるのは、他国よりも不利に扱われているかどうかであり、偽装された制限の判断基準は、措置が公表されてなされたものであるかどうかということである。しかし、公表することによって堂々で行われている保護主義が、堂々で行われているという理由で「偽装された制限」テストをクリアすることは問題となり得る⁷⁾。

自動車スプリング事件、カナダ産マグロ禁輸事件のどちらにおいてもカナダは、ある措置が公式に発表されたということのみに基づいて、それらを偽装された制限ではないと考える解釈には同意できないことを表明している⁸⁾。

以上のような偽装された制限に関する解釈が一つの争点となる理由は、GATTの創始者が偽装された制限の文言の定義づけをITOに委ねたためである⁹⁾。ITOが結果的に実現されなかったために、偽装された制限の文言はパネルの判断によって明らかにされるほかない。

b) 必要な措置

GATT第XX条(b)は、人、動物又は植物の生命及び健康の保護のために必要な措置の場合GATT上の義務を免除することを規定しているが、はたしてどの程度の措置が必要な措置とみなされるのであろう。

1946年から1948年の間の、GATT第XX条(b)の草案過程を振り返ると、当該規定の目的は衛生上の制限を例外とすることを予定していた¹⁰⁾。しかしながら、条約の解釈に関するウィーン条約(Vienna Convention on the Law of Treaties)によると、草案の歴史は条約の解釈上補足的意味しか持たない¹¹⁾。

7) Charnovitz, *Exploring the environmental exceptions in GATT article XX*, 25 J. WORLD TRADE 48 (1991).

8) GATT, BISD, 35S/107-108; GATT Doc. C/M/155 at 13.

9) Charnovitz, *supra* note 7, at 48.

10) Bown, *Trade deals a blow to the environment*, 10 NEW SCIENTIST 21 (1990).

11) 条約の解釈に関するウィーン条約第31条、第32条。J. H. Jackson 教授も、この点を指摘し、またGATTの40年以上の実践もあることをあげて、草案の歴史に強く傾倒することを批判している。

よって、GATTの実践によって示された必要な措置の定義を以下に示そう。

タイ・タバコ事件(1990. 11. 27 パネルレポート採択)¹²⁾

タイが、タバコの消費を減少させる目的で、タイ国内法に基づき外国産タバコの輸入制限及び内国税を課していたことに対し、1990年に合衆国が、当該輸入制限はGATT第XI条(数量制限の一般的廃止)に違反するものであり、同様に内国税もまたGATT第三条に違反するものであるとしてパネル提訴をおこなった。これに対して、タイはGATT第XX条(b)を援用して輸入制限を正当化することを試みた。これに関して、タバコの消費を減少させることを目的とするタイ国内法に基づくタバコの輸入制限及び内国税について、タバコを吸うことが人の健康に重大な危険を構成し、タバコの消費を減少させることを目的とする当該措置は第XX条(b)に分類されるものであるとパネルは判断している¹³⁾。この際に、パネルは、WHO第43回総会第14回全体会議での見解を引用している。よって、人の生命及び健康の保護のための措置かどうかの判断に、WHOがどのような見解を示しているかが大きな影響力を持っていることがうかがえる。

しかしながら、他の措置が「消費されるタバコの質及び量を管理するために合理的に使用可能であった」という理由で、外国産タバコの輸入を禁止する一方で国産タバコの販売を許可しているタイの行為は、第XX条(b)に規定される「必要」な措置にはあたらないとパネルは判断した¹⁴⁾。政府が人の生命又は健康を保護するために用いることのできる二つ以上選択肢が存在している場合には、人の生命又は健康の保護において効果が同等である選択肢のうち、貿易に対してより制限的な選択肢を採用することは「必要」な措置にはあたらない

12) General Agreement on Tariffs and Trade: Dispute Settlement Panel Report on Thai Restrictions on Importation of and Internal Taxes on Cigarettes, 30 INTERNATIONAL LEGAL MATERIALS (hereinafter, I. L. M.) 1122 (1991).

13) GATT, BISD, 37S/200, at paragraph 73.

14) I. L. M. *supra* note 12.

のである¹⁵⁾。このように、「必要」な措置という文言は慎重な解釈を要するものである。

ただし、「効果が同等である選択肢」という要件は一つの争点となり得る。効果が全く同一の選択肢がある場合は、その中から GATT と両立する措置を選択すればよい。しかし、全く同一の効果が得られる措置というのはあまり考えられない。このような場合に、どの程度の結果が得られる場合に同等とみなすのか、またどの選択肢がより貿易制限的かという問題の判断はパネルによって行われる¹⁶⁾。よって、効果が同等であるという選択肢は、パネルの判断がつかさなることによって明らかになるのを待つしかない¹⁷⁾。

先に示したタイ・タバコ事件では、WHO の見解を引用していることから、WHO が人の生命及び健康に重大な影響を及ぼし得ると判断しているかどうかが必要な措置か否かを決定する際に大きな影響力を持っているようである。しかしながら、さらにその措置以外に合理的に使用可能な措置がないという新たな

- 15) Jackson, *World trade rules and environmental policies : Congruence or conflict?*, 49 WASHINGTON AND LEE LAW REVIEW, at 1240 ; また ,GATT 第 XX 条(b)及び(g)に関する解釈と適用に関しては, McDonald, *Greening the GATT : Harmonizing free trade and environmental protection in the new world order*, 23 ENVIRONMENTAL LAW, at 462-463 ; Charnovitz, *The environment vs. trade rules : deffogging the debate*, 23 ENVIRONMENTAL LAW, at 493-495 を見よ。
- 16) タイ・タバコ事件におけるタイの主張によると、タイ国内法に基づき外国産タバコの輸入制限及び内国税を課した期間に、喫煙率は、1976年には人口の30.1%なのに対して、1981年には27.8%、1986年には26.4%、そして1988年には25%と減少傾向にあり、一人当たりのタバコの消費量も1974-1976、1984-1986の間に年間2.2%の割合で減少している。反対に、合衆国の主張によると、同期間に、タイ国内でのタバコの総消費量は増加しているというものであった。このような双方の主張をパネルがどう判断したのかは明らかではないが、パネルは、タバコの広告の禁止、包装への警告の記載、公共の場所での禁煙、専売制など、GATT と両立する措置が数多く存在していることをあげており、これらの措置を採用することにより、外国産タバコの輸入を制限することにより達成されるのと同様の結果を達成し得るとしている。
- 17) J. H. JACKSON, *RESTRUCTURING THE GATT SYSTEM*, 1990 at 67-69. パネルレポートには先例効果はないが、法の整合性という観点から以前のパネルレポートと同様の判断を下す傾向にある。

条件がパネルによって示された¹⁸⁾。また、GATT 第 XX 条(d)(法令の遵守)に規定される必要な措置に関して、同様の条件がオランダ・アクソ社の対米アラミド繊維の輸出による合衆国デュボン社の特許権侵害を契機とする1930年関税法第337条事件においてもパネルによって示されている。

c) 適用の地理的範囲

国内法によって保護される対象となるのは通常自国の人、動物又は植物である。輸入食品により自国内で何らかの被害が発生することを防止するためにあらゆる措置を講ずることは国の責務である。しかしながら、輸出国の食品を加工する工場の環境が劣悪で工場労働者の健康を害する場合や食品の生産の際に危険を伴ったり関係のない動物までまきこんで殺してしまうときに、それらを間接的に保護する手段として輸入制限などをして、実質的に国内法による保護の対象を輸出国の領域にまで拡大する場合がある。このような措置をはたして GATT 第 XX 条はみとめているのだろうか。

合衆国・メキシコ間のマグロ・イルカ事件¹⁹⁾

1972年から合衆国は、商業漁獲による海洋哺乳類の殺傷を削減するために海洋哺乳類保護法を実施している²⁰⁾。当該法律によって一定数以上のイルカを混獲することが制限されている。また、合衆国の基準を超えて海洋哺乳類を混獲し、殺傷するような商業漁獲技術によって漁獲された魚及びその加工品の輸入を財務省が禁止すると規定している²¹⁾。この規定に基づき、条件を満たしていないメキシコ産マグロ及びマグロ産品に対して禁輸措置を課したことにに関して、メキシコが当該禁輸措置が GATT 第 XI 条に違反するものであり、

18) General Agreement on Tariffs and Trade: Dispute Settlement Panel Report on Thai Restrictions on Importation of and Internal Taxes on Cigarettes, 30 I. L. M. 1122 (1991) .

19) "United States - Restriction on Imports of Tuna", GATT Report of the Panel, 3 september, 1991.

20) *Ibid.*

21) *Ibid.*

GATT 第 XX 条によっても救済されるものではないとしてパネル提訴をおこなった。

当該措置が GATT 第 XI 条に違反するものであるとパネルは容易に結論づけた。次に、合衆国による措置が GATT 第 XX 条の例外に該当するか否かの点について、同条には適用の範囲を措置の実施国の領域に限定するということが全く言及されていなかったために、GATT 全体及び草案の歴史ならびに GATT 第 XX 条の目的を詳細に調査した上で、解釈及び政策的理由により、第 XX 条の地理的範囲は、措置をとっている締約国の領域に限定されるべきであると結論づけた²²⁾。

この際に、パネルは合衆国が GATT と両立するあらゆる措置をつくしたということを証明していないので、第 XX 条がたとえ域外適用を許容するものと解釈されるとしても、合衆国による措置は救済されないと補足している²³⁾。

3. GATT 第 I 条及び第 III 条

ホルモンビーフ紛争では、製法規格を課すことが可能かどうかという問題が浮上してきた。この問題は、いわゆる製法・製品問題²⁴⁾と呼ばれるものの一

22) General Agreement on Tariffs and Trade : Dispute Settlement Panel Report on United States Restrictions on Imports of Tuna, 30 I. L. M. 1594(1991). また、GATT 第 XX 条の域外適用に関しては、Charnovitz, *supra* note 15, at 495-498 にも記述がなされている。

23) "United States - Restriction on Imports of Tuna", GATT Report of the Panel, 3 september, 1991.

24) JOHN H. JACKSON & WILLIAM J. DAVEY, LEGAL PROBLEMS OF INTERNATIONAL ECONOMIC RELATIONS (2d ed. 1986) at 448, 514; Kirgis, *Effective pollution control in industrialized countries : international economic disincentives policy responses and the GATT*, 70 MICH. L. REV. 859 (1972). 製法製品問題とは、Jackson 教授の論文で用いられている The process - product problem を訳出したものである。この際に、process を製法と訳したのは、教授の論文ではマグロ・イルカ事件におけるマグロの漁法を process と考えており、必ずしも生産工程のみを指すものではないと思われるからである。よって、これは生産工程 (process) 及び生産方法 (production methods) を指すと思われるので、本稿でもこの用語を用いた。

つの側面である。製法・製品問題は主に製品の同種性と関連している。例えば、二つの最終製品があり、それらの性質に差異は全くないが、その生産工程又は生産方法が違うことを理由に同種製品ではないと考えた場合、それら二つの産品に異なる待遇を与えたとしてもGATTの無差別義務の上では問題とはならないからである。

無差別義務はGATTの一つの柱となっている。輸入産品間での差別は最恵国待遇（GATT第I条）に違反する。輸入産品と自国産品とを差別することは内国民待遇（GATT第III条）に違反する。GATT第I条及び第III条では同種産品間での差別を禁じている。よって、同種でない産品間での差別は何ら問題はない。それでは同種産品とはいかなるものをさすのか、また差別待遇とはどの程度のもをさすのかを検討することとする。

GATT第I条と第III条に規定される同種産品とは必ずしも同じ意味合いのものではない。同種産品の定義に関して、ITO憲章の異なる箇所では異なる意味を有するとされている²⁵⁾。GATT起草準備委員会も、この用語を定義する必要はないとして、その定義の検討をITOに委ねている²⁶⁾。しかしながら、ITOは実現しなかった。よって、その定義を明らかにするにはパネルによる個別的判断及び草案の歴史に頼るしかない。起草準備の段階では、判断基準として関税分類の利用が提案されている²⁷⁾。しかし、実際にはその他の基準も利用されている。以下に産品の同種性が争われた紛争案件を示す。

1978年動物飼料蛋白にかかるECの措置に関する紛争案件（1978. 3. 14
パネルレポート採択）

1978年の動物飼料蛋白にかかるECの措置に関する紛争案件では、ECが政

25) EPCT/C. II/65, p. 2, これについては入手不可能であったために、津久井茂充「ガットの全貌〈コンメンタル・ガット〉」（1993）1頁から引用。

26) EPCT/C. II/PV/12 pp. 5-8, これについては入手不可能であったために、津久井・前掲書注25, 171頁から引用。

27) EPCT/C. II/PV/12 pp. 5-8; E/CONF. 2/C. 3/SR. 5p. 4, これについては入手不可能であったために、津久井・前掲書注25, 171頁から引用。

府機関の粉乳の在庫を減少させるために、大豆かすなど植物性蛋白を EC 域内で生産するもの又はこれらの製品の輸入者は、政府機関が保有している粉乳を購入し、飼料用に調整しなければならない旨の規定を設け、この強制購入制度の実効性確保のために、大豆かすなどの域内生産者には粉乳を購入したことを示す証明書の提示を条件に補助金を与え、粉乳購入証明書なしでは輸入油かすなどは域内で流通できないという措置をとった。合衆国は、当該措置が同種製品に対する内外差別であり、GATT 第 III 条に違反しているとしてパネル提訴をおこなった。そこでパネルは、EC の各種蛋白製品について関税率が設定されているもの、譲許が設定されているもの、どちらも設定されていないものがあるということに着目し、関税分類のみによる判断ができないために、これらがどのような観点から区別されているのかを調査した結果、蛋白の含有率が異なっていること、蛋白源が植物、動物及び合成と異なっていることが基準となっていることが区別の基準であるということを示して、EC 産品と合衆国産品とは必ずしも同種の産品ではないと判断した²⁸⁾。

また、1981年の煎っていないコーヒーの輸入にかかるスペインの関税措置に関するパネル報告(1981. 6. 11 パネルレポート採択)では、スペインが煎っていないコーヒーに関して地理的要素、栽培方法、豆の加工方法、発生の要素から生ずる感応的な差異を基準として異なった関税待遇を与えていたが、これらは異なる関税待遇を与える理由とはならないとして、煎っていないコーヒーはすべて同種産品であると結論づけている²⁹⁾。

以上のように、同種産品は、関税分類及びその他の基準によって判断される。

それでは、規格を実施する際の産品の同種性に関してはどのようなになっているのであろうか。製品規格を実施する際には、当該規格が同種の国内産品と輸入産品とに同様に適用されなければならない。GATT 第 III 条 1 は次のような原則を確立している。国内強制規格は国内の生産を保護するために輸入産品又は国内産品に適用されるべきではない。すなわち、規格の実施の名目で保護主

28) GATT, BISD, 25S/49, 53, 63.

29) GATT, BISD, 28S/102, 122.

義を実施することを禁じている。また、これは、第Ⅲ条4の義務にしたがって適用されなければならない³⁰⁾。

製品の同種性の判断の決定要因は、製品そのものの性質であり、製品そのものに何らの差異をもたらさない製法の差異はGATT第Ⅲ条が要求するものではない³¹⁾。しかしながら、製法規格が適用される場面もある³²⁾。それらは製法を対象としてはいるものの、製法が違うことによって最終製品の性質にも差異が現れる可能性が高く、実際には製品規格を実施しているのと同じことである³³⁾。よって、最終製品の性質に何らの差異をもたらすことのない製法の差異は製品の同種性の判断に用いないというのがこれまでのシステムである。

3. 小 括

本稿では、自由貿易と食品の安全性の確保はどちらも無視されるべきではないものであり、両方を満足すべき短期的手段はないかという問題設定の下に議論を進めてきた。短期的解決のためには現行の国際貿易ルールに適合し得る食品安全確保の手段を国はとる必要がある。そこで、本稿Ⅱではそのような措置として検疫衛生措置をとりあげ、議論を展開した。その結果、検疫衛生措置と国際貿易に関する国際ルールであるSPS協定の下で、国際基準よりも厳格な規格を課すためには科学的正当性を示す必要があることが明らかとなった。し

30) Thomas and Tereposky, *The evolving relationship between trade and environmental regulation*, 27 JOURNAL OF WORLD TRADE, No.4, at 38 (1993). この主張は多くの研究者の認めるところであり、通説となっている。しかしながら、GATTの屈指の研究者であるJ. H. Jackson教授は、GATT第Ⅲ条1は一般的義務規定であり、第Ⅲ条の各号は個別的義務規定であると主張している。

31) Thomas and Tereposky, *supra* note 30, at 26-27; "United States-Restriction on Imports of Tuna", GATT Report of the Panel, 3 september, 1991.

32) Thomas and Tereposky, *supra* note 30, at 40-41; A WWF INTERNATIONAL RESEARCH REPORT, THE URUGUAY ROUND' S TECHNICAL BARRIERS TO TRADE AGREEMENT 33 references 15 (1993).

33) Thomas and Tereposky, *supra* note 30, at 41.

かしながらこの科学的正当性の証明は実際には非常に困難なものとなる可能性が高い。よって、本稿Ⅲでは検疫衛生措置以外の手段をとることを考え、それらの措置を正当化し得る GATT 規定として第 XX 条に関して議論をおこなった。しかしながら、ここでもまた当該規定によって救済されるためには厳しい要件が多数存在しており、貿易を制限するような方法で食品の安全性を確保することは困難であることが明らかとなった。また、人、動物又は植物の保護のためにこれらの措置をとった場合、現在のシステムではむしろ SPS 協定に従うことが要求されよう。よって、本稿Ⅲで例示した措置をとる場合には、以前よりもその範囲はかなり狭められたものになることが予測される。

以上のように、現行の国際貿易ルールの中で貿易を制限するような方法で食品の安全性を確保することは困難である。このような状況で、国際貿易システム内での解決の最適の手段として GATT 第 XXV 条 5 に基づくウェーバー³⁴⁾が提案されている。しかしながら、1995年1月1日の時点で WTO は約100か国・地域の加盟国を擁しており、このような多数の加盟国の間では利害関係も多様化し、ウェーバーの有効性にも疑問は残る。それでは、ハーモナイゼーションの下で食品の安全性を追及する消費者の要求を満足させる方法はないのだろうか。そこで、貿易を制限するような方法ではない即効的解決策として、消費者に選択を委ねる情報提供措置を次章で提案する。

34) GATT 第 XXV 条 5 に基づくウェーバーによると、GATT に規定されていない例外的状況においては、締約国団に対して、投票の三分の二の多数（これは同時に全締約国の過半数を占めるものでなければならない）によって締約国に課せられた義務を免除する権限が与えられている。J. H. Jackson 教授は、このウェーバーを国際貿易と環境の保護を両立させる短期的解決策として最善のものと考えている。また、多数国間環境条約とウェーバーアプローチ及びウェーバーの見直しに関しては「ガット：宇川大使報告 環境保護措置と国際貿易」ジュリスト第1054号59-72頁を見よ。